

じ げ

地下農民の生活史

隅田正三著



波佐・長田地区の遠望

じげ 地下農民の生活史

目次

1. はじめに	1
2. 旧石器時代から縄文時代へ	2
3. 弥生時代と稲作	3
4. 古墳時代と黒金づくり	4
5. 大化の改新と律令国家誕生	5
6. 平安・鎌倉時代と武家社会	7
7. 南北朝時代と波佐谷の合戦	9
8. 室町時代から江戸時代へ	10
9. たたら製鉄と大人・小人伝説	12
「鋳鋳日記」に見る年間の操業記録	15
鉄穴流し	16
大人・小人伝説	16
10. 波佐代官所	17
11. 波佐庄屋	18
12. 検地と貢租	20
13. 米紙上納	22
14. 百姓一揆	24
15. 地主と株小作	25
16. 五人組制度	26
17. 家族制度	26
18. たたら経営と農家経済	28
19. 川出し(四八流し)	29
20. 畜産の振興と大花田植え	29
21. まとめ	31
金城町の遺跡(古代・中世)年表	32
石見領地確認	33
尼子氏と縁の地・金城町	34
上来原・多雄家「尼子倫久」の墓所	35
「桂迫たたら場」勘場の陰陽	36
郷土史年表	37
おくがき	50

じげ 地下農民の生活史

1. はじめに

農民の生活史を語るとき農民がその土地にいつ土着を開始したかが問いただされるでしょう。波佐においてはどうか、別段これといった記録も残っていませんので史実を求めるより方法がないと考えられます。

そこで、一つの仮説を立て波佐の歴史を振り返ってみるのも必要ではないでしょうか。まず、人が住みつくると祭りごとをする場所と、お社が必要となります。古くは祭祀の場所として巨大な自然石を利用していたものが大半ですが大井谷の八幡岩と称するところが、これに該当すると考えられます。八幡岩は常磐山八幡宮の元祀られていた場所で、常磐山に移されたのが文治元年(1185)であり、それ以前に九州の宇佐八幡宮より勧請したものと伝えられておりますが年代は不詳です。

また、大歳神社について考えるとき、男女二体の御神体の大きさは大人の座高の高さと等しく、その大きさは出雲国宍道にある六所神社の御神体に匹敵するものであります。

「延喜式」に載っている旧那賀郡内11社のお社の内、大歳神社がありますが、今もって確定はされていません。しかし、ご神体や狛犬の大きさから判断するに現在の社殿ではあまりにも小さすぎる程で、御神体がやっと納まっている次第です。

八幡宮が常磐山に移される以前は、この大歳神社が栄えていた事が伺えます。これは亀遊山波佐一本松城との深い関係があります。

寺院について考えると波佐で一番古いのは大井谷の引地にある元寺跡、恵日山本覚寺と称する寺で、正平年中、南北朝の戦「波佐谷の合戦」で焼失したため建立年代が不詳ですが地蔵堂の棟札の年号によると承平年間に勧請された旨の記載があります。これらを総合して考える時、平安末期にはかなりの土着があったことが伺えます。

石見国の国境を示す傍示が波佐の地にあることも念頭に置かなければならないでしょう。この傍示という地名は石見国であと2箇所あります。傍示という地名は荘園の名残りを示すものですから国衙として開かれたもので、「長田別府」という長田という地名は「タンザク型条理制」から起こった名称と解されます。江戸時代は、東堵、西堵という「堵」という名称が残っていることから荘園時代の名残りが伺えるものです。大井谷の地蔵堂に集められている棟札には「波佐庄」という荘園称号が記載されています。荘園の起こりは天平15年(743)に始まり鎌倉時代から南北朝時代にかけて変質をとげ売買の対象となり太閤検地により新荘園を作ることが禁止されました。

考古学の視点から考えると長田郷遺跡、七渡瀬Ⅰ遺跡、七渡瀬Ⅱ遺跡、ナゴダ遺跡、千年比丘一号墳、波佐一本松城跡、水見城跡、花城跡などの遺跡調査と文献などから考察すると古代から「たたら製鉄」で産する「黒金(たたら鉄)」を巡っての攻防が鎌倉期以降400年間続いたことが判ります。

江戸時代に入ると太田川流域の鉄穴流しが禁止され、広島県の鉄山師(加計の佐々木氏、庄原の香川氏)が石見地方へ進出して、たたら製鉄を振興させた。生産された長割鉄は、嘉永以降廻船問屋紀伊国屋弥左衛門等によって出羽国庄内酒田や肥後国高瀬町などへ出荷した「売仕切証」が現存している。『地下農民の生活史』は、こうした「たたら製鉄」を背景に書き記してみたい。

2. 旧石器時代から縄文時代へ

金城町は南に高く北に低い地形である。金木山(719.8m)を境に南部は山岳地帯でやや寒冷、北部は丘陵地帯で温暖で降雪量も少ない。耕地面積は7パーセントで殆どが山林。豊かな山林と豊富な水資源に恵まれ、古代から現代まで人の営みに適していた。地下資源も花崗岩に恵まれ優秀な真砂鉄を産出して、たたら製鉄も盛んに行われた。

旧石器時代は、およそ50万年～3万年前に、二つの文化圏を持っていた。①アフリカ・ユーラシア大陸を中心とする大型獣を解体する握斧を使用する石器の文化圏。②インド以東のアジア大陸を中心とする礫器を主体に使用する樹木の加工に用いる石器の文化圏。これらの石器に付着する有機物から脂肪酸で時代を立証することができる。

旧石器時代末 B.C12000 年を過ぎると氷河時代が終わり、地球が温暖化による環境変化で落葉広葉樹が森林を形成して、ナラ・ブナ・クヌギ林が拡大した。伝統的な狩猟生活から新しい食材資源としてのドングリ・クリ等が縄文文化を発展させた。

当時は、水はあらゆる動物が毎日必要とし、沼地に集まる動物を弓矢による狩猟文化が考案され石鏃などが発達・進化していった。

無文土器は、1 万年前後より、無文土器が作りはじめられ食生活も煮炊きすることにより、豊かな食材の供給で食生活の安定化がはかられてきた。

金城町の遺跡から出土した黒曜石(石器)の原産地は、①隠岐島の島後の北端五箇村久美海岸産 ②大分県の姫島産 ③佐賀県腰岳産のものであった。サヌカイト(安山岩)は、広島県冠山産のものであった。ときわ会館の七渡瀬Ⅱ遺跡でチャートという石が1点発見されたことから、波佐では旧石器時代から人が生活していたことが判明した。

今福地区の岩塚遺跡付近には大きな川はなく、小さな谷川の水を生活用水として使用していた。

小動物のウサギ・トリ等を石鏃で捕獲していたと考えられる。石器の石材は黒曜石、安山岩が使用されていた。隠岐島産91点、大分産4点、佐賀産1点の99点が出土した。安山岩は、香川県金山産8点、広島産8点で広範囲での交易調達であった。

石器の来たルート



七渡瀬Ⅱ遺跡の発掘状況を考察すると遺跡の南北に石列が施され、石列の東側が生活・住居のゾーン、西側が黄泉のゾーンと明確に区域が分けられている。黄泉のゾーンは、土壙墓が纏まった形で形成されており、付近からは、縄文後期の土器が出土している。住居のゾーンでは縄文・弥生・古墳・奈良時代り竪穴式住居跡が国道沿いに並んで発掘された。発掘は試掘調査に始まり、10年間の年数が掛かる遺跡であったが、ときわ会館建設という緊急発掘調査のため限られた期間内での調査であるため土壙墓の完全発掘調査までには至らなかった。遺跡は全て埋め戻され舗装された。将来舗装を剥がし再発掘は出来る様に配慮はされている。



七渡瀬Ⅱ遺跡(縄文晩期)の生活・住居ゾーンと黄泉のゾーンを南北の石列で住み分けていた。

3. 弥生時代と稲作

波佐で稲作が始まったのは弥生時代中期であることが七渡瀬Ⅰ遺跡(エクス和紙の館)から出土した刻目突帯文土器(単純期)で証明された。九州の遠賀川流域の土器が2100年前に波佐の地へ稲作技術と共に伝わっていたことである。また、七渡瀬Ⅱ遺跡の南側では、矢板が打ち込まれ、横木をわたして小規模な堰がつくられ、水田の水利調整が行われた杭の列が千鳥状で発掘された。当時の水田は、10～50㎡程度の大きさであったと思われる。

城ノ前遺跡では土錘(投網用のおもり)が出土。長田川でサケ・マス漁が行われていたと思われる。波佐の地は、標高350mから500mの中間山地に位置し、周囲が1000mの山なみに囲まれ、ブナ林帯もあり、ドングリ、クリ、クルミ、キノコ類など食用に供する資源に恵まれ、周布川水系の上流の波佐川、長田川ではサケ、マス、ウナギ、ツガニなど遡上した魚類を食材に供し、平坦地ではカキ、タケノコなどの食材を提供していた。古代より恵まれた地形に立

地していたといえます。

弥生中期のこの地域に、弥生の稲作技術とたたら製鉄技術が同時に伝播したものではないかと推論される。水田灌漑技術と鉄穴流し技術は水利を制するという共通した技術を要するからである。また、古墳時代初期の千年比丘一号墳の埋葬品に鉄器を研ぐ砥石が出土したことが一つの裏付けともなる。鉄づくり集団と稲作は弥生中期頃から既に始まっていたと判断される。長崎県壱岐市のカラカミ遺跡では、弥生後期の鉄生産の地上炉跡が発見された。

これまでに6世紀のたたら製鉄遺跡が瑞穂町市木の今佐屋山遺跡で発見されている。今後新しい遺跡発掘によってたたら製鉄遺跡が発見され、推論している弥生中期まで遡ることとなることを期待する。



波佐公民館前の七渡瀬Ⅱ遺跡のモニュメント

4. 古墳時代と黒金づくり

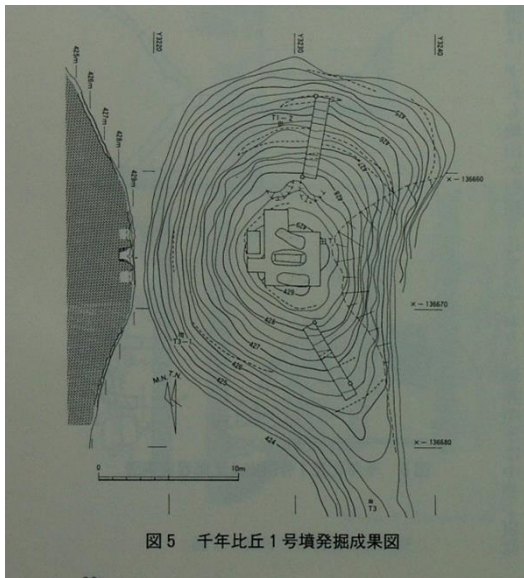
千年比丘一号墳は、長田地区の中央部に位置し、南北 400m、東西 100m の独立した丘陵地で台帳面では中山となっている。通称千年比丘と呼んでいる。直径 15m の石見部最古の円墳が学術調査で判明したのである。

一番北側に、15m の円墳、南中ほどに 4m の方形二段積みの経塚がある。全体的には、群集墳？と思われる箇所もあるが、現在では未調査である。経塚は、浄蓮寺の真西に位置し、浄蓮寺の前身である天台宗長福寺と称される平安末期ごろのものと解される。方形の経塚は全国では 2 例目である。

千年比丘一号墳は、中央部に川の字形の3体の埋葬跡が確認され、中央の1体のみ学術調査の結果、「竪穴式木棺直葬」であることが判明した。埋葬施設の真上から砥石が出土した。砥石が出土したことから波佐の地では古墳時代には鉄器を砥石で研いでおり既に黒金づくりが始まっていたと考察されます。周辺の縄文時代晩期から弥生時代の遺跡である長田郷遺跡からは広範囲にわたる生活の痕跡のある遺跡があり古墳を造る規模の集団が既に定住生活していたことが考えられる。



波佐公民館前の七渡瀬Ⅱ遺跡のモニュメント



千年比丘一号墳

長田地区の中央部に位置し、全長 300m の独立した丘陵地。台帳面では中山。通称千年比丘と呼んでいる。古墳時代前期の直径 15m の石見部最古の円墳である。

3体の埋葬が確認され中央の1棺が学術調査で発掘された。古墳の最頂部に砥石が埋葬されていたことが長田郷遺跡に関する鉄作り集団の長が埋葬されたものと考えられる。

5. 大化の改新と律令国家誕生

大化2年(646)に大化の改新が行われた。①皇族、豪族の私有地、私有民の廃止。②行政区画とその官制、軍事施設、駅馬、伝馬の設置。③戸籍・計帳・班田收授の法の設置。④租・庸・調、その他の賦課制度の改計整備が盛り込まれた。

大宝元年(701年)大宝律令が公布された。二官八省(中央)、国・郡・里、口分田(公地)、租・庸・調。「公地公民」の原則にそって官司の機構によって国政を運用する国家の体制が整った。

養老7年(723)に「三世一身」の法が施行された。この意図は公民に開墾を奨励し、公地の拡大を図り、開墾地は輸租田として、田租を納めさせ増やそうとした。新規に開墾した土地は三代、古い溝を利用して開墾した場合は一代の間は私有することを許した。

神亀2年(725)に大井谷宮地谷の地、大歳神社へ河野監物神祇官が派遣された。天平15年(743)に「墾田永年私財法」を公布した。「三世一身」の土地政策を大きく転換して新たに開墾した墾田は、永久に私財として認めるものとした。3年間の内に開墾しなければ権利を失うというものであった。開墾の許可権を持つ国司と貴族・寺院の利害関係が深まっていた。

神祇官の河野氏は、この法律を活用して黒金の生産と田地を増やして、私有化していったものと考えられる。延喜式、神名帳において旧那賀郡 13 社中、金城町内では、大歳神社が一家のみ記載されている。

貞観 13 年(871)4 月 3 日、「三代実録」によると「従五位下 大歳神 従五位上」と 9 世紀中ごろ官社として扱われていた。神亀 2 年(725)には、既に従五位下大歳社へ河野監物と称する神祇官が派遣されていた。

永萬元年(1165)の「永萬文書神祇官諸年貢注文」で石見国「大歳社黒金」とある。このことは、長田別府は「黒金」を年貢として納めるということである。河野神祇官は自己防衛のために城郭の築城を手がけた。神祇官制度は律令官制の二官の一つで諸国の官社を総管し、その祝部の名帳と神戸の戸籍を掌る。神祇行政全般を管掌した中央官庁。官人は伯(従四位下)・大副(従五位下)・少副(正六位上)など。神祇官領は、永萬元年「永萬文書」では、諸国にわたる 101 の神社を載せ、その注記から見て、平安中期から後期の間に成立したものと考えられる。鎌倉期には律令体制が崩れてきた。

黒金とは、たたら製鉄で産出する「たたら鉄」のことである。波佐地方は、優秀な真砂砂鉄を産する花崗岩地帯で、「たたら」による黒金を豊富に生産する条件が揃っていたからである。当時は、米よりも重要な黒金を産出することで、国衙として「長田別府」、「長田保」、「波佐庄」、「波佐郷」として戦火動乱の渦に飲み込まれていった。

大歳神社は、元は大井谷の宮ヶ迫の地に鎮座していた。当時は、平家方の国衙としての「長田別府」であったと考えられる。

1160 年代、武士の台頭によって、自己防衛のため波佐一本松城を築城することとなり、河野某神祇官は、陰陽道に則り東北の鬼門除けのために、大歳神社を大井谷の宮地谷から現在地に遷宮した。神祇官の住居は、「細田」(現在の竹見屋)という地に移し、大歳神社までの間に官道を敷設した。官道とは蒲鉾型の小石を葺いた道。細田は、神祇官の役宅で大歳神社から真東方向に当たり直線で官道遺構が繋がっている。遺跡調査の結果からも波佐一本松城の築城されたとされる平安末期の官道遺溝の下から同時代の土器が出土したことからも時代が合致している。波佐一本松城の平板測量結果からも、陰陽道に合致した方位が如実に表れている。三宮神社と三つ子山城の関係も同等の山城である。

位階	位田	位封	季録(半年分)				資入
			雑	總	布	俵	
正一位	80	300	30	30	100	140	100 ^人
従一位	74	260	30	30	100	140	100
正二位	60	200	20	20	60	100	80
従二位	54	170	20	20	60	100	80
正三位	40	130	14	14	42	80	60
従三位	34	100	12	12	36	60	60
正四位	24	8	8	8	22	30	40
従四位	20	7	7	7	18	30	35
正五位	12	5	5	5	12	20	25
従五位	8	4	4	4	12	20	20

官職	職田	職封	資入
太政大臣	40 ^町	3,000 ^石	300 ^人
左右大臣	30	2,000	200
大納言	20	800	100
大宰帥	10	—	—

官位・官触の特権一覧

三世一身法
 ……太政官奏すらく、「此者、百姓漸く多くして、田地窄く、望み請ふらしかしめん。其の新たに溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給ひて三世に伝へしめん。若し旧き溝池を逐はば、其の一身に給せん。し。」
 (統日本紀、原漢文)
 聖田永年私財法
 (天平十五年五月)乙丑、詔して曰く、「聞くらく、聖田は養老七年の格に依りて、限満つるの後、例に依りて叙授す。是に由りて、農夫怠惰して、開ける地復た荒る、と。今より以後は、任官に私財を為し、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取る契れ。其の親王の一品及び一位は五百町、二品及び二位は四百町、三品、四品及び三位は三百町、四位は二百町、五位は百町、六位已下八位已上は五十町、初位已下世人に至るまでは十町、但し郡司には、大領の少領に三十町、主政、主帳、主限より十町。若し先より地を給ふこと茲の限より過多なるもの有らば、便即ち公に還せ。…」
 (統日本紀、原漢文)
 ……
 ①…
 ②…
 ③…
 ④…
 ⑤…
 ⑥…
 ⑦…
 ⑧…
 ⑨…
 ⑩…

「三世一身法」、「聖田永年私財法」

6. 平安・鎌倉時代と武家社会

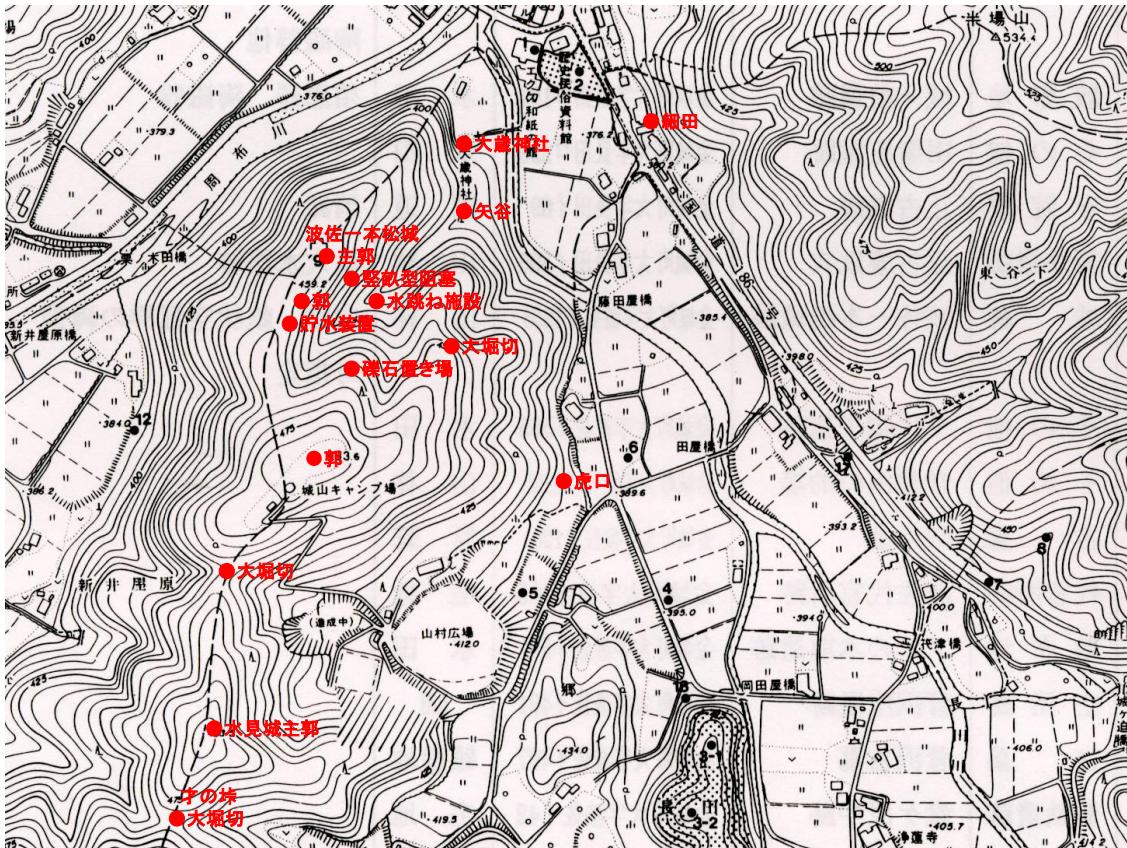
波佐一本松城は、平安末期永萬年間に築城され、鬼門除けとして大歳神社を勧請した。神祇官河野氏の役宅を細田に構え、長田別府の年貢注文に黒金(たたら鉄)を献上していた。

文治元年(1185)頼朝は、荘園と地頭、守護・地頭を国ごとに接地した。守護は、武士の統率や治安維持にあたる。国地頭は、兵糧米を徴収した。荘園地頭は、公領・荘園に置き、年貢米の徴収、所領の管理、治安維持にあたった。しかし、すぐに改革され、国ごとに守護、公領・荘園ごとに地頭を配置した。

平安時代は、武士の家督は長男総領制であった。佐々木高綱は、四男であったため、佐々木家の長男定綱が守護職(石見の地)となった。実際には益田氏の所領地として安堵されている。佐々木高綱は、この地で武士を止め仏門へ帰依した。八幡宮へ納めた武具は、後の戦火(尼子・毛利の戦い)で小笠原大学が敗退する際に持出したものである。

源平合戦の最中、文治元年、佐々木高綱が河野氏を追討して、常磐山八幡宮を創建。佐々木家の四つ目結の家紋が現在に伝わっている。後に、尼子経久によって再建立された。経久は長子の戦死を弔い永正寺をこの波佐の地に創建した。経久の墓が現在の永昌寺の裏山に造営されている。

長田別府の荘園名は「日本荘園地図」(内村理三)で、金城町長田・波佐地区を中心とする地域である。鎌倉時代は、「長田保」という名称であった。南北朝時代は、「波佐庄」と変遷した。元暦元年(1184)11月25日の源範頼下文案(益田家文書)で、「なかたへつふ4丁2反240ト」とあり、石見国衙在庁官人であった益田兼栄・兼高父子の所領地であった。嘉禎4年(1238)北条泰時は、坂上明胤が父遺領あった長田保の相続を認めている。



律令の制度では、地方の行政区画は国・郡・里と分けられたが、里は8世紀の初め郷と改

められ、郷は 50 戸を単位とする行政区画で、郷がいくつか集まって郡を構成していた。10 世紀以降人に対する支配から土地を通じての支配に変わり、郡と郷は地域的な区分として編成し直し、別名ということで郡と郷も地域的な徴税の単位として同格となった。郡郷とは別に国衙から特別に設定されたのが「保」である。

長田保は、この郡・郷や保における租税の徴収を請け負う役人として任命されたのが、郡司・郷司・保司である。彼らはその地方の有力者で、国衙の在庁官人を兼ねたり、その地位を世襲するものが多かった。保司や在庁官人はあたかも彼らの共同の領地のように管理したため、「大田文」が作成されることとなった。

承応年(1223 年)北条義時が「大田文」(図田帳)の命を出した。その子泰時が嘉禎 4 年(1238)に長田保を坂上氏へ安堵している。一反当り 5 升の兵糧米の徴収を命じた。

日本の城郭の分類は、防御居住として①住居防衛は古代住居防衛・居館・居城。②集落防衛は古代集落防衛・都城・城下町。防御闘戦として①長期防衛は城柵・城塞・防塞・要塞。②短期防衛は臨時構築物・臨時拠点^{おおびのくち}が挙げられる。

波佐一本松城跡(市指定遺跡)は、中世の山岳城郭(堅畝型阻塞・複雑な空堀群)は、河野⇒佐々木⇒小笠原⇒吉川と弓矢から鉄砲までの 400 年間改修されながら陰陽の拠点として使用された城郭である。

波佐一本松城には陰陽道が導入され主郭を中心にして、東北の表鬼門の方向へ鬼門除けとして、大歳神社が勧請されている。南西の裏鬼門の方向は、崖を切り落とし、鬼門除けとしている。また城郭への入口(虎口)は、南の方角からとっている。その付近の長田郷遺跡から12世紀の中国南宋の青磁(蓮弁紋)土器片が出土している。

水見城跡は、大佐山から南方に下る稜線上にある山城。主郭となる頂上部からは、西ビラ^{おおびのくち}の波佐川流域、東側の長田川流域が良く見渡せる。南方の大佐山の麓、大井谷・大樋口より谷川の水を引き込み軍用水路として2Kmの区間軍用水路を敷設して波佐一本松城へ送った。この軍用水路の管理をすることから水見城と呼ばれた。水見城郭は、主郭に続く武者走り、出張りの郭、二本の空堀、堀切りなどがある。

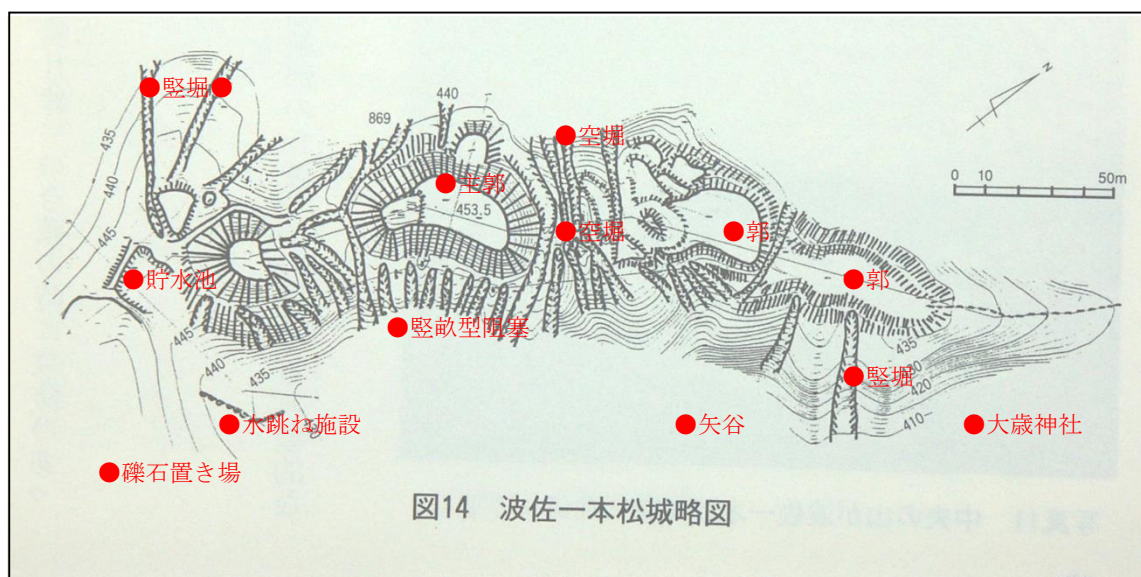


図14 波佐一本松城略図



平安末期の官道跡の遺跡

7. 南北朝時代と波佐谷の合戦

波佐庄の記述は、仁治3年(1242)2月26日、三隅兼信が永安兼祐に永安別府を譲り渡したとき、同別府東境として「はさなかをのふたつまつ」(吉川家文書)とある。

嘉暦元年(1326)12月10日、石見永安別府以下地頭職分文(吉川家文書)に、永安別府の四至のうち「東波佐堺他領」「南波佐堺他領」とある。このことから鎌倉時代から「波佐」という地名が使用されたことが考えられる。

弘元4年(1334)、足利義氏が上野頼兼を石見に遣わし南軍(宮方)を攻める。同年2月に来原の合戦に続き、8月25日、「波佐谷の合戦」があり、上野頼兼の軍に属する田村盛泰が軍功を挙げた。この時の戦は、波佐一本松城を巡る戦で、波佐の馬場町内が戦場となった。追ヶ原、千谷(血谷)という地名が残され、千人塚、剣の墓などが当時の戦乱の遺産を今に残している。建武3年(1336)にも波佐谷の合戦があり、この時の波佐一本松城主は、小笠原大学公光であった。この時に公光は退城する際、常磐山八幡宮に宝物として奉納されていた

南北朝時代の波佐

尼子経久の墓と波佐谷の合戦地の馬場地区



佐々木高綱の武具などを持ち出した。鎧の残欠が現存している。正平元年(1346)の記録によると城主が宇野孫兵衛となっている。波佐郷は、正平 16 年(1361)3 月 11 日、の足利直冬の安堵状(吉川家文書)によると、周布氏の庶子家島居兼元に「久佐郷内波佐清六屋敷田島」などが安堵されている。

文明元年(1469)12 月には、三隅豊信の知行地として「一所 波佐郷」とある。(益田家文書)長らくつづいた「久佐郷」の時代から「波佐郷」に独立所領となったことがわかる。

8. 室町時代から江戸時代へ

正平21年(1366)7月25日、大内弘世が金木城を落とし、26日、大石城を落とした。これにより、石見の大半は、大内氏の支配下となった。文明元年(1469)12月、三隅豊信の知行地として「一ヶ所 波佐郷」(益田家文書)とある。

大永3年(1523)、尼子経久が安芸国西条(広島市周辺)及び那賀郡南西方面を切り取り石見東部3郡(邇摩郡・邑智郡・那賀郡)を領す。経久は、永正15年に戦死した長子政久の霊を弔うために波佐の地に六堂伽藍の永正寺を建立し、法華経3000部、銭200貫を寄進した。そして、常磐山八幡宮も再建立して、宮座大舞人(8人)。小舞人(8人)を設けた。その時に境内から鳥居までの両側に植樹された並木杉が2本現存している。こういった経緯から八幡宮の家紋が佐々木家の「四つ目結(屋根瓦)」と尼子の家紋『菱四つ目(神輿)』が混在しているのである。

天文10年(1541)尼子経久、富田城にて逝去。永正寺の住職・明海賢宝和尚は経久の葬儀に赴き、分骨墓を永正寺の墓地に埋葬した。

永禄3年(1560)、亀谷家の祖、田中与市左衛門宣連(尼子の家臣)が一族を連れて、雲州富田から来住した理由もこれらの一連の動きから理解される。

亀谷原の笠松山の麓にある速田神社は、安芸国の速谷神社が毛利・尼子の戦火に遭遇し速谷神社の社人が亡くなったため亀谷家の田中興市左衛門宣晴(勧請者)が速谷神社の親戚の縁あって天正11年(1583年)8月に平良村に行き、御神体を供養して帰り、祠を現在地に建立して速田神社として奉祭した。

速田神社は、速谷と田中のそれぞれの頭文字の「速」と「田」を用いて「速田神社」と名づけられた。この神社の北側に「亀谷家」がある。江戸時代は、津和野藩主亀井公が領内御巡検



領内御巡検絵図



速田神社

は、亀谷家の山林で、亀谷原・新井屋原集落の名組25軒の入会山(草刈り場)を小作掛けしていた。こうしたことから、笠松峠の畳石路が敷設される際にも、出夫などで協力した。草刈り山へは、毎朝馬を引き連れ、牛馬に喰わせる芝草を刈りに、この畳石を利用したのである。また、この道は、たたら製鉄用の砂鉄を馬で運ぶ重要な街道でもあった。馬の歪めで土道が掘れ通行困難をきたすことから松ヶ谷家など鉄山関係者の出銀支援もあり文化8年(1811)に石畳路が完成したものである。砂鉄は井野村(三隅町井野)や小角(弥栄町)のユルギ鉄穴などから栃下たたら場、鍋瀧たたら、芸州(広島県山県郡内)のたたら場へ馬で運搬していた。



笠松峠の石畳路

天正 15 年(1587)ころ、「吉川広家領地付立」(吉川家文書)に「七拾貫 波佐」とみえ、「吉川元長自筆書状」によると、波佐が吉川元春夫人の御料所に定められている。

「長田別府」の変遷から国衙として、広島県境の傍示峠の由来の研究はこれからである。御料所とは、家臣に給与した所領(知行地)に対する概念で、為政者が直接支配する所領のことで、波佐の地は黒金を産出していたことによることで吉川氏が直轄支配したものである。

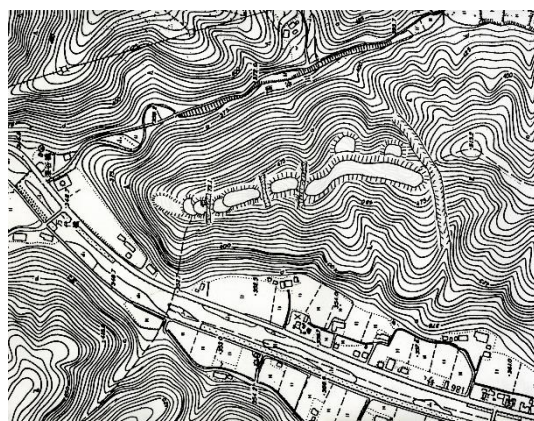
天正17年(1589)、丸山城主小笠原長旗が戦勝祈願のため佐々木高綱の鎧・兜・指揮刀などを甘南備寺へ小笠原家の家宝として寄進した。小笠原大学公光が波佐から持ち出して253年後のことである。

長田城跡は、長田地区の東側大潰山から南に下る稜線の先端部に位置する。別名岡城、蟹ヶ迫城ともいう。山根修理介が居城していたという。郭・腰郭・堀切りがある。長田城の位置は、安芸国から山越え道の要衝にあることから一本松城の枝城としての関連性が強い。

花城は、姫の城、中谷城とも呼ばれ山頂部の南北に伸びる全長 400m に6段の郭、腰郭、武者走りがある。元亀元年(1570)の戦火で落城した。東北の鬼門除けに六角堂が建てられている。白子姫の墓や姫隠し岩穴が現存している。



花城遠望(北側から)



花城の平面図

9. たたら製鉄と大人・小人伝説

「たたら」の語彙は古来より、踏鞴、鑪、多多良、多多羅、田田羅、高殿の文字で表されていた。古来鉦業を営むに当り百吹と称し、三昼夜を一期として操業していた。たたらの変遷は、次のようである。

- ① 野たたら(古代から平安時代まで)は、古来操業されたものを総称する。
- ② 吹子たたら(平安時代から)、女性が16人で3.6mの氣呂を吹き送風した。
- ③ 鞴たたら(室町時代から)は、鞴の発明により2丁、4丁の鞴を用いて操業。
- ④ 天秤鞴たたら(享保19年(1734)から)天秤鞴が発明されたことから同一箇所でも永年操業したため「永代たたら」とも呼ばれていた。



吹子たたらの図



二丁鞴たたら

波佐におけるたたら経営については、北広島町・畑中家文書などの記録によると天正年間(1573-1591)傍示の夏焼鉦が記録上一番古い記述となる。寛永11年(1634)大井谷の表谷鉦。元禄12年(1699)傍示鍛冶屋開設。宝永3年(1706)9月飯ノ山鉦(三浦五右衛門)。宝暦12年(1762)堂力谷尻鉦(支配人新七)。天明6年(1786)小野原山足谷鉄穴より潰出る。文化8年(1811)笠松峠畳石成る。文化9年(1812)栃下鉦打入れ(支配人庄

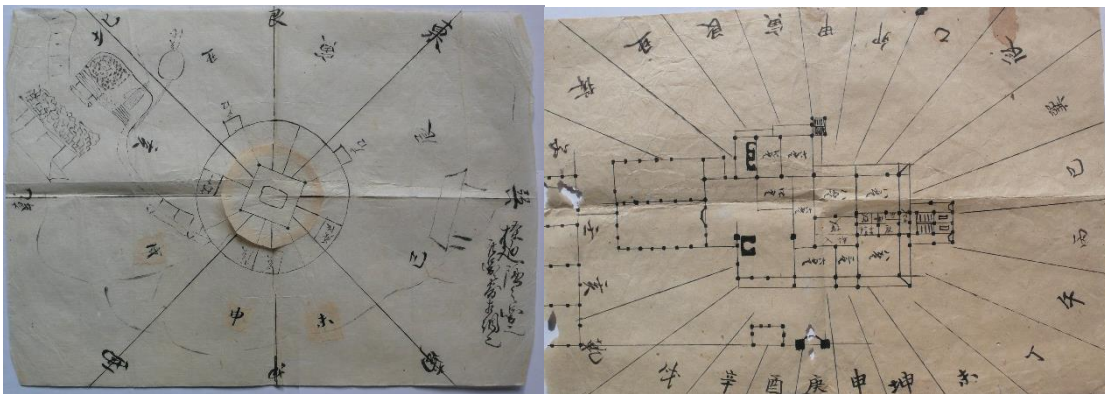
助。文政3年＝道川村本谷へ打替)。文化12年(1815)1月15日松ヶ谷鉦打入れ(竹岡＝長沢鉦より打替)。弘化3年(1846)6月鍋瀧鉦打入れ。文久元年(1861)大井谷入合山を栃下鉦へ売る。鍋瀧鉦から栃下鉦に移る。(支配人三浦彦太郎)、明治3年(1870)8月27日栃下鉦吹小屋焼失。明治28年12月31日黒瀬鉦吹小屋焼失(持人岡田為吉)。

金城町内のたたら生産遺跡は、86箇所が確認されている。この中で、図面として残っている栃提(下)鑪は、金城町波佐にあり、吹小屋81坪、下木屋5軒、銑池4坪、合計7箇所148坪。田野原鑪は、金城町小国にあり、吹木屋132坪、銑池9坪、詰所36坪、下木屋8軒、合計11箇所255坪。吹木屋の大小は別として、どの鑪場も銑池を伴っていることから「ケラ押し法」による出羽鉄の生産が盛んであったと考えられる。

金城町波佐の泊小屋鑪・泊小屋鉄穴は、金城町の南南西の方角に位置する弥畝山の裾野にある。弥畝山・鍋滝山を水源に山裾を鉢巻を回したように三筋の鉄穴用水路が現存している様子が鉄穴絵図に記されている。たたら経営者の三浦彦太郎義能が弘化3年に津和野藩へ運上の申請のために彩色で描かれた絵図面によると運上前の地形と運上後の地形が紙を重ね貼り(23.8cm×17.0cm)してある。泊小屋鑪の最盛期は、150名程度の人が住み込み一大山内集落で賑わっていたという。町内の鉄穴場は、泊小屋鉄穴など17箇所が確認されている。

3駄の砂鉄から1駄の銑は上等で、4駄以上で1駄の場合は、鉄山に利が無いと言われた。草履は3足用意し、天秤の上、火尻、外履と使い分けていた。押夜の内は禁酒、商人の呼び込み不可とされた。村下、炭坂の不承知の者へは貸銭不可。高殿内での4足動物の煮焚や炭を使用不可。道具、各自預かり紛失の場合は代銭を払う。喧嘩、口論不可。火の元を大事に友を吟味する。高殿の内へ女人を入れない。犬を入れない。出産は17日間出入り不可。30日間は、産婦と同火せず。などの禁忌がある。

また、たたら場の打ち入れに先立ち易を見立てることも行われていたのである。桂迫たたら炉の方位の禁忌を広島県川小田の茂将(神主?)に指導を受けた記録が現存している。



桂迫たたら場の炉の方位

鉄山経営者住居の禁忌

たたら炉を造るに1,000人役が必要とされた。工事は、地下工事。炉の下側は7m角。3m～5m掘り下げ、排水路、ガス抜きのための竹の節を抜いたものを埋め込み、石材、砂利、粘土で突き固め、その上に大舟、小舟の設備を作る。炉の底部分は木炭、灰を叩き締め固める。3カ月間で、槓120tを要した。

地下工事が完成した後、その上に築く、一回の操業毎に壊される。元釜土を盛り上げ(鉞

『鉦日記』にみる年間の操業記録

- 【1月】 6日＝仕事始め。①11日～13日鉦吹き作業。
【2月】 ②7日～9日鉦吹き作業。③27日～29日鉦吹き作業。
【3月】 ④26日～28日鉦吹き作業
【4月】 ⑤15日～17日鉦吹き作業
【5月】 ⑥13日～15日鉦吹き作業。⑦28日～30日鉦吹き作業。
【6月】 ⑧11日～13日鉦吹き作業。
【7月】 ⑨4日～6日鉦吹き作業。
【8月】 ⑩26日～28日鉦吹き作業。
【9月】 ⑪13日～15日鉦吹き作業。
【10月】 ⑫10日～12日鉦吹き作業。
【11月】 ⑬14日～16日鉦吹き作業。
【12月】 ⑭2日～4日鉦吹き作業。
⑮11日～13日鉦吹き作業。

29日 門松を立てる。30日仕事終り。

【休日】 1月1日～5日、1月15日、3月3日、3月31日、4月30日、5月30日～31日、6月26日、7月14日～15日、8月19日～20日、9月30日、10月20日、10月31日、12月31日、の21日間。（「桂迫たたら場」）

安政6年『桂迫鉦所申渡山内受書』によると、「天秤鞆たたら」のことを「吹踏」と表現している。作業をする人を「吹夫」としている。吹夫の使用人数は、初日が6人、2日目が12人、3日目が12人を配置している。鉦場を「吹屋」と呼び、たたら場の職名は、村下、炭坂、炭焚、山配代、山子、などの名称が記載されている。



鉄穴流し

砂鉄採集については、明治8年(1875)、小松木鉄穴の記録によると2,100坪(6,930㎡)7反歩の鉦区で90日間操業して、5,135貫目=19t256Kgの砂鉄を採取。これに携った人数830人夫。この代価530円40銭。掘出しに要した人夫は420人。その代金110円77銭8厘。一日平均6人。精錬に携った人数410人。その代金519円49銭。一日平均20.5人。鉦区税は1円5銭。単価、掘出し=26銭4厘。精錬=1円26銭。の収支となっている。

鉄穴流しによる砂鉄の採集法は、往古から行われてきた手法であるが、記録上に残っているものは天明6年(1786)、小野原山足谷鉄穴。文政8年(1824)、比良鉄穴。嘉永3年(1850)、小松木鉄穴などがある。

大人・小人伝説

波佐には、古くから大人・小人^{おおひと こひと}伝説が伝わっている。大人弥五郎伝説は、九州南部の宮崎・鹿児島地方に伝わっている伝説であり、全国的には、ダイダラボッチと称する巨人伝説もありいずれも「おおひと」と呼ばれている。

波佐に伝わる伝説の主旨は次のようである。

大人(おおひと)は、当村の西ピラ後山から石仏峠を通過して来たという。大人の足跡は、石仏峠の東側にその足跡が岩の上に残されている。元は黒瀬山にある大神城という洞窟がある所から行ったともいわれている。北広島町の岡原村(雄鹿原)雲耕にも大人の足跡がある。足跡の長さは1尺2寸(36cm)である。大人は、井野村で糞を排出して落とし、それを当村に投げたが、その落ちた谷を落谷という。そのため地味が肥沃であるという。また、小人(こひと)というものがいて、当村の西北より来て落谷を登り、大神城を南へ行き、南部の大井谷より西に向かい、西谷の頭の横谷(若生)より中央を下り、その足跡は、落谷にあり、大神城の南方十文、大井谷、上横谷にもあった。今では、開拓されたために無くなったが、栃下(三艘舟附近)には小人の杖の跡が現存している。河上谷にもあったが、昭和の大水害で流失した。弐手原(屋号・鍛冶屋)にあった小人の足跡は、長さ4寸ぐらいで指の跡まではっきりしていた。これらの伝説に絡んだ旧跡が、落谷の足谷であるという。落谷の黒瀬奥の大神城から南方に進むと大潰山を越える安芸街道と交差する十文という地名がある。更に南に進むと「ダーダラ」という地名がある。「ダイダラボッチ」即ち、大人伝説の伝承の名残りではないだろうか。

これらの大人・小人伝説は、古代のたたら製鉄に関連する伝承であると考えられる。まず、大人伝説とは、たたら集団を指し。小人伝説とは、鍛冶屋集団を指すものと考えられる。



大人の足跡(大人遺跡)



八幡宮奉納「折釘」黒瀬鑪製

また、これらの「たたら関係職種」が同一箇所をサイクル的に移動して、たたら製鉄を行っていたと考えられる。「糞」というのは、鉄穴流しで採集する「砂鉄」又は鍛冶屋で銑鉄を精製した時にでる「鉄糞」を指すものと思える。これらの関連する場所は、全てが、たたら関係の生産遺跡である。大人の足跡と称する遺跡は、アンの木谷鉄穴口と呼ばれる場所から北方向に登っていくと、山道と鉄穴流しを行なう水路跡が二筋に並んだ形で残っている。桂迫たたら場の真西方向標高100mの位置が、大人の足跡がある場所である。

足跡の大きさは、長さ37.5cm、横巾15cmほどの大きさである。大人・小人の足跡の遺跡は、波佐一本松城を中心にして、東西南北への方位に各関係する遺跡であることから中世期(平安末期)の伝承される遺跡と考えられる。

10. 波佐代官所

波佐の農民はいつの時代も封建制の強い中で働きずくめの生活が続き明治維新にも農民が先頭を切って改革をしなかったためとうとう終戦後の農地改革まで農民の位置づけがなされず浮かび上がることができなかった。

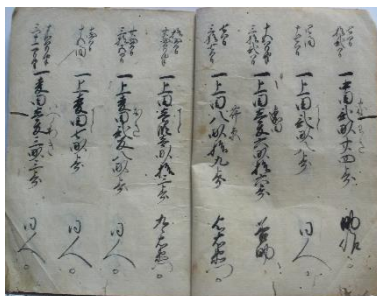
現代はよき時代ともいえるが先祖の苦労があったからこそ今日があるといえます。江戸時代までさかのぼり、農民の歩んだ生活の歴史を辿ってみたいと思います。

テレビで馴染みの「水戸黄門」によく出る代官所、庄屋などの言葉を耳にしますが、これらについて波佐地方ではどうであったか、農民の置かれた立場に立って考えてみたい。

慶長14年(1609年)代官・小橋丸良兵衛の記録が残るが、天領時代のことと思われる。

代官所は、津和野藩の直轄であり、各村々が数か所まとめられて〇〇組という一定区域を単位に村々の庄屋を管轄し、代官は勧請奉行に属して、組内の年貢米の徴収、司法検察や藩下の民政に当たっていた。

波佐代官所は、元和3年(1617)に^{えのきだ}恵喜多(今の町営住宅の場所)に設置され171年間在官していました。波佐組七ヶ村(東谷村・西谷村・小国村・徳田村・柚根村・八木村・鼠原村)3,000石を有していた。その頃の津和野藩は165村あり、東西二部に大別され、東は、枕



『波佐村検地帳』(明暦2年)



長安代官下の波佐村4か村図

瀬・東仙道・井野・長安・波佐・日貫の七組。西部は、上領・下領・城廻・木部・黒谷・高津・横田・青原の八組に細別されていた。平均に直すと11ヶ村が一組にまとめられていた。

元和3年(1617年)亀井氏鹿野より移封。代官所が置かれる。代官・石井三郎。寛保3年(1743年)代官・右田友右衛門。慶安(1648-51年)代官・柿坂文左衛門。寛文(1661-72)代官・瓜生清右衛門兼暢。元禄(1688-1703)代官・則武茂大夫。宝永(1704-10)代官・大島砂衛門信衛益。享保～寛保(1716-43)代官・中島半助久充。宝暦(1751-63)代官・坂村兼右衛門。宝暦3年(1753年)代官・吉野清右衛門将参(大歳神社棟札)。明和(1764-71)代官・飯村軍太左衛門。安永(1772-80)代官・大庭理右衛門。天明(1781-88)代官後見・三浦安次郎兼隆が最後の役職を勤めた。

天明8年(1788)になって長安組代官下に移され波佐代官所が廃止になったのですが、このことは天明の凶作による飢饉が影響したものと考えられる。天保9年(1838)には久佐代官下に、嘉永6年(1853)に再び長安代官下に移され明治維新を迎えた。

11. 波佐庄屋

波佐において庄屋制度が始まったのは慶長2年(1597)からで、現存する検地帳に『波佐村御縄打水帳』(慶長7年(1602))がある。庄屋は代官の管下に属し、村内の役儀である貢租納入の決算、入相山及び水利の管理維持、監督の立場である一面、村長たる立場も有していた。

庄屋の下に組頭、蔵方があり、組頭は波佐の内、西谷村に上組、中組、下組。東谷村に東堵、西堵に各々一名宛配置されていた。これらの役職は有力な百姓たちが命ぜられ、庄屋の補佐役になっていた。各組頭の下には五人組、肝煎が配置され、これを管理していた。五人組は惣百姓を5軒一組にまとめて五人組制度を設けた。その長を五人組頭といい、組の機能は領主の意志の伝達、組員の相互扶助に重点が置かれていた。

肝煎は布達など諸事についての世話をする顔役であり西谷村に五人、東谷村に2人配置されていた。

五人組の下に山廻りが属し、御立山や地運山の管理をするもので、西谷村上組に2人(口屋と落志)が代々これを勤めていた。

大工木挽筆頭制度が始まったのは明和3年(1766)で庄屋の下に属し、波佐組の中にあつては筆頭は一名で、初代筆頭は小林庄左衛門(栗ノ木田)で代々勤め、津和野城下町の火災の折、安政3年(1856)には大工筆頭の小林源左衛門の代に津和野表の御屋敷再建に出かけている。

波佐の庄屋が最初に置かれた所は、菅沢町内の天満宮と下隣にある畑が菅沢庄屋跡です。慶長2年(1597)に田中善兵衛宣安(亀谷より出る)が初代庄屋を勤め、明暦2年(1656)に波佐村が二分されて、東谷村に田屋庄屋が置かれ菅沢庄屋から長男田中善兵衛宣達が分家して、次男、田中太郎兵衛宣度が菅沢庄屋を相続した。

しかし、それも長くはなくて享保元年(1716)、再び菅沢庄屋に合併となった。

寛保3年(1743)には、三浦要助兼隆が三隅の野地より來孫して庄屋役を務めた。延享3年(1746)に菅沢庄屋が消失により10年後の宝暦6年(1756)恵喜多に居宅を構え、これ

を竹岡と屋号を付け庄屋役は長男の三浦藤右衛門兼良に譲り兼隆は細田に別宅を構え勘定役として波佐代官の後見をした。

一方、兼良は持前の政治手腕をいかんなく発揮して寛政年中、「高津川の争論」(亀井公と日原村の長者三好藤左衛門)で主君の召により江戸表へ赴き勝利を得た。

寛政8年(1796)に大水害があり田地8町歩が流失の折に藩庁より多額の補助を乞い河川の堤防(東谷村、西谷村で夫掛9万人夫)を築いた。

兼良の後を天保6年(1835)から天保11年(1840)までの間を彦太郎兼能が父、藤左衛門兼達が蔵方の功績により庄屋役の中継ぎをして、兼良の子である藤左衛門兼山に引き継ぎ兼能は加計の隅屋(佐々木八右衛門)より鍋瀧のたたら場と鍛冶屋を買受け(この時、弘化3年)鍋瀧に移り自ら支配をなし、工業を繁栄させた。

これより以前に三浦彦太郎義能と古和定助忠直は大水害による田地の大量流失により地下百姓の困窮を救うために桂迫たたら(天保11年に開設)を新設した。盛大となり、三浦氏が鍋瀧たたら場を入手する基礎ができたものである。

彦太郎義能は数年後、佐竹屋に帰り、醤油の醸造業を始め、養蚕、産紙などの育成にも尽力した。

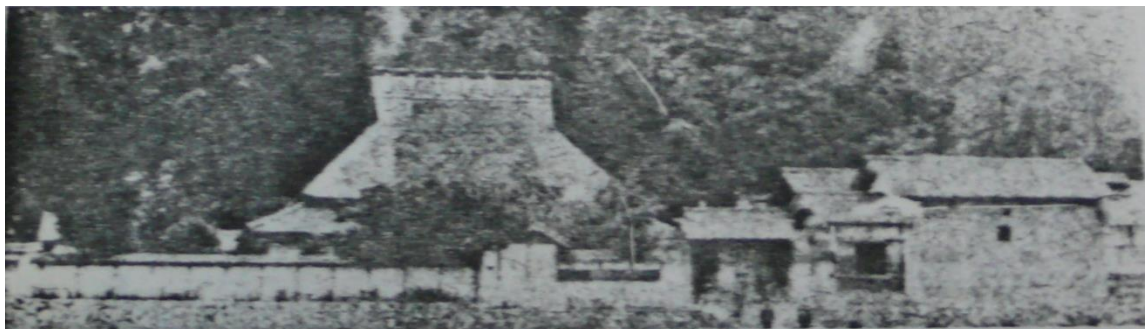
また、庄屋役となった藤左衛門兼山は万延元年(1860)の百姓一揆(辻米事件)により文久元年(1861)庄屋役退役となり井野村へ退去となった。

不在となった庄屋役は津和野藩留守居組羽野平吾が勤め、文久2年(1862)には、長安庄屋であった岡本重文が波佐の庄屋と兼務になり、長安より恵喜多に役宅を置き屋号を菅廼舎と定め、明治5年11月をもって廃藩置県により庄屋制度が終った。

『波佐史私考 第二中世史』(能海寛著)によると庄屋初代田中肥前(横小路祖)(天文年間一天領支配下?)2代田中太郎兵衛、3代田中四郎兵衛、4代田中善兵衛宣弘。菅沢庄屋初代田中太郎兵衛宣茂(慶長7年・1602年)、明暦2年(1656)、再検地後に西谷村庄屋と東谷村庄屋に二分される。2代田中太郎兵衛宣度、貞享年間(1684)3代田中小八郎宣定、元禄4年(1691)4代田中平次郎宣直。

明暦2年(1656)東谷(田屋庄屋)初代田中善兵衛宣達、貞享年間(1683)2代山崎甚右衛門、3代田中小右衛門、4代田中五兵衛、慶安年中(1648—1651)5代岸野傳次郎、6代岸野源左衛門、7代山崎甚右衛門、8代田中善兵衛、9代田中小衛門、10代栗栖清左衛門(貞享3年・1686 柚根屋から)(享保10年(1725)没)、11代栗栖与右衛門(享保元年に蔵方勘定役、安永8年(1779)没)。

享保元年(1716)、東谷・西谷庄屋合併。東谷村所柄悪く、庄屋勤めが難儀で相替るため合併となる。



波佐代官所から波佐庄屋屋敷となった菅廼舎

初代佐田長右衛門宣直(享保元年(1716)、4代田中名を改姓)。2代佐田太郎右衛門宣武(享保17年(1732)、3代佐田弥三次(万治年中・1658ー)。4代佐田長右衛門宣直(改姓)。5代佐田太郎右衛門宣武※公儀借財(拝借米銀)のため退役(寛保3年(1743))。

竹岡庄屋初代三浦保次郎兼隆※三浦要助兼達の次男、親子で寛保3年(1743)井野村野地から來村。延享3年(1746)菅沢役宅消失。宝暦6年(1756)に恵喜多(後の菅廼舎)の波佐代官所に移る。代官所は細田に仮宅を移す。安永7年・1778年庄屋役御免・勘定格(波佐代官の後見をなす)。天明元年(1781)御礼座メ方齊藤十右衛門の後見。寛政3年(1791)まで49年間相勤める。

2代三浦藤左衛門兼良(宝暦3年(1753)棟札による)。3代三浦彦太郎義能(天保10年(1839)棟札による)。4代三浦藤左衛門兼山(嘉永5年(1852)棟札による)。※万延元年(1860)12月22日、辻米の件で百姓一揆起こる。文久元年(1861)3月、百姓一揆(耕事件)で退役(井野村へ退去)。

中継ぎ、津和野留守居役羽野平吾(文久元年(1861))。菅廼舎庄屋、初代岡本彦左衛門重文(文久2年(1862)に、長安本郷から來村。明治5年(1892)11月まで相勤める)※宝永3年(1706)11月16日、八幡宮宮司、井野村より串崎右京(初代)來村したのも井野村出身の三浦氏が招へいたものである。

12. 検地と貢租

農民の所有地を調査、測量をなして農村の支配体制の基礎を強化することを目的としたものは古くは荘園時代から「検注」という名で呼ばれ荘園領主は年貢徴収の基礎として一筆ごとに田畑の面積、地主、作人、田畑の等級などを調査していた。

太閤検地が行われたのは天正10年(1583)で、この頃から「検地」と呼ばれるようになった。

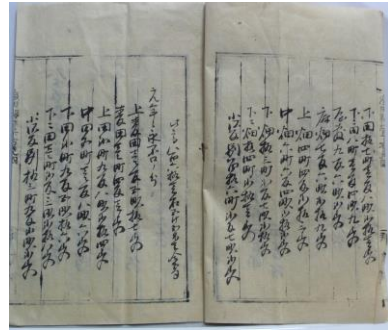
これまでの荘園支配関係を清算して、新しい租税体系と農村の支配体制を確立した。江戸時代になってから検地条目を定めて慶長から幕末までしばしば行われてきた。村単位に一筆毎に小字、地目(田畑の別)、面積、等級(上、中、下、下々)、生産高を公定し、一地一作人とし、貢租納入責任者(名請人)を定め、検地帳に記入され、記載された作人が本百姓とされていた。

この検地帳により年貢米や賦役の負担が割出され義務づけられた。津和野藩で行われた検地を波佐にある資料で見ると大体次のようである。

慶長7年9月22日『波佐村御縄打水帳』によると田畑については、上、中、下に分け、麻畑、麦畑なども記載されており、この時の石高は933石2斗8升で、寛永14年には亀井家による検地があり、田畑の石高は1516石1斗8升(195町6反7畝9歩)と増加し、其の後、明暦2年(1656)と元禄4年(1691)に年々新田畑に対する検地が行われ総石高は1699石6升7合2勺(213町7反6畝14歩)となり、その内、田方1384石2斗6升8合5勺(140町7反3畝20歩)、畑方159石9斗1升7合8勺(57町4反2畝25歩)。よって、これらの年貢米は755石3斗5合1勺であり、別に抜米(差し引かれるの)107石4斗3合2勺があった。これらを計算すると43パーセントもの納米となる。

波佐地区農産品の作付面積(文化11年～明治2年)

田高	米	136町8反9畝18歩	(64.1%)
	麦	19町2反1畝17歩	(9.0%)
畑高	楮	54町4反5畝17歩	(25.5%)
	麻	1町3反5畝2歩	(0.7%)
	その他	1町6反2畝6歩	(0.7%)
田畑高合計		213町5反4畝2歩	



津和野藩時代は、波佐で栽培する麻畑1町3反5畝2歩(文化11年)に対して米9石4斗5升4合3勺の貢租を掛けていた。藩が畑で栽培する推奨作物は楮がほとんどであった。江戸時代の麻の作付は、1町3反5畝2歩と全体の田畑作付の0.7%であった。廃藩置県から1年後の明治6年9月『田畑屋敷改正地引帳総寄』(右上の写真は西谷部)の4か村のデータを集計すると麻畑1町4反24歩となり、5畝22歩ほど微妙に作付面積が増えていることが判る。藩時代の紙年貢が緩和されたため麻の栽培が微増したものと思われる。

麻で作った衣類には、「夏じゅばん」(使用下限は明治末期)があり、地機で経糸を捻って機に掛けるのである。袋類は、「麻袋」があり、1斗袋、2斗袋、3斗袋があり、いずれも米袋として使用した。綱類は、「牛の綱」などが主なものであった。麻の作付は、大正末期で農家の麻の作付者が減少した。昭和になると「こぎ麻」として売買して農家の唯一の現金収入の途としていた。最後は、昭和21年頃から急速に減少し、25、26年頃からは、栽培禁制品となり完全に麻栽培ができなくなった。今日でも、土地台帳に「麻畑」という名称を見ることができ往古から栽培されてきた証でもある。綿花、漆実、茶なども江戸時代には盛んに栽培されていた。

其の後、昭和52年になって、西中国山地民具を守る会が島根県知事より大麻栽培免許を取得し、実践民俗学第6弾として、「大麻栽培実験」を行い栽培から麻蒸し、皮剥ぎ、荒麻まで一連の記録作成を行った。

波佐地方では、桶蒸し法、蒸籠蒸し法、石焼蒸し法の3通りの方法で川端の近くで麻蒸し作業が行われていた。昭和25～26年頃まで行われていた。

- ① 桶蒸し法＝「こしき」による桶蒸し法。ユイ講で大人数の作業員を必要とした。
- ② 蒸籠蒸し法＝箱蒸籠式のため一家族で作業ができるメリットがあり終末期に利用された。
- ③ 石焼蒸し法＝河原石を焚火で焼き、ムシロを水に浸し、石と燠の上に被せ、麻の小束を積み重ねて、藁やムシロを上掛け焼け石に水を掛けて、蒸気を発生させて蒸す。



麻の抜き取りと葉打ち作業



麻蒸し作業

綿の栽培は、明治初年頃までは盛んだったが、波佐は寒冷地のため暖地の収穫に比べると出来高が悪かった。綿の栽培も外国から安い綿が輸入されるようになってからは、綿の作付をする人はいなくなった。従って、綿から木綿糸を作る農家は、明治末期で終了した。文化11年、『波佐村萬手鑑』の統計からは、真綿230貫目の年貢が記録されており、畑高(その他)の作付面積1町6反2畝6歩の範囲内で綿の栽培がなされていたものと考えられる。

貢租の名称は次のとおりです。

古高＝慶長検地の石高をいう。

新田＝寛永15年から元禄3年までに開発した水田畠を「年々新田(高)」、元禄4末年以降は、「未新田」という。

万引石＝田畑が屋敷、道路、溝など永久に地目変更となった場合「引石」という。

永否＝自然災害による収穫免除のこと。年々永否、年限永否、当否がある。

石盛＝田畑の石高の算定基準。検地のとき、田畑の肥瘦や水利などを勘案、上・中・下・下々などの等級に分け、1反当り上田は1石5斗代、中田は1石3斗代などと設定。

夫米＝軍役に備えるためのもの。持高1石に付き御城廻り2升。西方は2升5合。奥郡は3升。

口米＝米納の本年貢に付加して、石に付き2升5合を徴収した。

種米＝春の春分に借り、秋の収穫時に4割の利子を付けて返納した。

御捨米＝悪田地、不作など難渋する農民へ対して、追損米に準ずる貸付。

小成銀＝一種の付加税。茶・楮・渋・紫・蜜柑子・紙漉き船・山役・など運上したとして納めた。

万返上米＝作付飯米のこと。1割の利子をつけ、毎秋に返上する。



人夫札(左10人役用、右1人用)



予備米木札、置籾木札

13. 米紙上納

年貢米と石州半紙の上納については、まず、年貢米は、総石高について4割3分の「定払米」が定められており、その外に定払米に対する津出しの夫米、即ち、年貢米は一旦は郷蔵に納めて置き、郷蔵から浜田の田の尻の港まで回送する義務が課せられ、本人が運んでも他人が運ぶにしても一応は、その運び賃として石に付3升5合という夫米を負担することとなっていた。

この津出しの夫米は合計で54石4升6合5勺も定払米より余分な米を納めていた。上納すべき米は自作し精選した米に限られ、作付飯米や種米や追貸米による貸付による差引米で年貢を納めることは許されなかった。

米は不足米や粃があれば過料米を徴収され、俵もしっかりとしたものであること。納期を申し渡されれば絶対に納期を守らねばならず、秋の収穫時期は大変な労力を要した。千箇での稲扱ぎは大体一日150束が順当であったといえます。150束の稲から取れる粃は、今日だと稲作も改良され化学肥料や農薬もあり、3倍の粃が取れたことが想像されます。江戸時代において反当1石の米を収穫するのがやっとだったと思われる。早朝から夜半まで寝る間を惜しんで働いたことが想像されます。

他藩の事例で、領主へ年貢米を納めるときは納升(おさめます)を用い、領主から払い下げる米については払升(はらいます)を用いる所もあったものです。納期になれば農民は過酷なまでに虐げられてきました。

石州半紙の請紙制について述べると、石州半紙は、もともと石見国で古くから漉かれていた楮半紙のことで、津和野、浜田両藩が、この楮半紙を大坂市場へ出荷したことから石州半紙と呼ばれるようになった。石見国で紙が漉かれたのは記録によると10世紀頃からで「延喜式」などで判断されます。

津和野藩においての変遷を辿れば、坂崎氏の時代にも楮の作付を奨励したのですが、資金的な援助が伴わなかったため失敗に終わりましたが、亀井氏の時代になると家老の多胡主水は、山地の段々畑に楮の作付をするよう藩の重要産業とするためあらゆる援助の手段を講じた結果、増殖が進み抄紙の生産量は増大し、紙商人たちは大坂へ出荷して手堅い商いを始め、藩としてもこれに目をつけ紙商人を藩の役人に取り立て俸禄を与えて紙の売買に関する一切をものにした。

この時が寛文5年(1665)で、専売仕法を行なった時です。これによって抄紙は米に次ぐ重要産業となり、石見国の国産品の一つとして大坂市場で人気を得るようになった。元禄9年(1696)には紙をもって収納米に換えることとされ、貢租の代納として半紙一丸(12,000枚)を代米6斗7升とした。

享保9年(1724)からは従来の買請制から請紙制となり米と共に、各村々へ収納高を割当て「米紙上納」という強制的な徴収制度となり、請辻高は文化11年(1814)の『波佐村萬手鑑』によると半紙236丸54束、中保紙14丸と定まっており、この当時の波佐村の家数は276軒で、その内訳は本百姓が137軒、小百姓が42軒で百姓総計は179軒であった。これに対する紙漉船の数は179艘であり、一軒に一艘あったことが判ります。

この請紙の上納期は3期に分けられ「年内割」23パーセント、「正月割」40パーセント、「4月割」37パーセントと定められており、この割当徴収役をする者を「紙役」と呼んでいた。



「紙負いこ」(紙年貢を運搬)

半紙の紙質も厳しい検査により一定の規格に合ったものでなくてはならず、紙漉きは冬期

間の仕事でもあり大変な労力を要するものであった。

紙を漉くには、まず楮を伐採して、楮蒸しをやり、皮を剥ぐ作業に始まり、鬼皮を擦り、煮熟して紙叩きをやり、そして漸く紙漉きに移られるのである。

楮蒸しは特に人手が揃わないと出来ない仕事で五人組などのユイ講中で早朝から深夜まで各戸の楮を蒸し、皮剥ぎ作業を共同で行った。

波佐における請紙高を証かするには大体つぎのように労力を注がなければならなかった。楮蒸し作業は、大体一日に4～5釜が限度で、1,500釜分が蒸さなければなりませんから一か所で蒸したと仮定すると300日かかり、戸数平均に割れば1軒当り5釜となり1日の日数が必要です。

また紙を漉くにも一日に200枚が限度とすれば236丸4束は2,842,800枚であるから、一人で漉くと14,214日間、各戸179人で漉くと80日間もの日数が必要といえる。

この請紙制度も明治になると行政そのものが変わったため上納する必要もなくなり、漸く農民が自ら売買できるようになり冬期間唯一の副業としての収入の途が開かれた。

紙漉きも明治の中期になると今までの一枚漉きから4枚漉きにと進歩し、大正末期になると8枚漉きとなり、早や専門にする人でないと紙漉きで生活できなくなり次第に炭焼きへと転向していった。



楮の皮剥ぎ作業

紙屋にて「一枚漉き」作業

14. 百姓一揆

地下における百姓一揆の発生を分析すれば、飢饉による食糧難に関するものが2件(文化8年、天保8年)。年貢の未払いに対する休貸願いに関するもの1件(天保11年)。年貢の辻米に関するもの1件(万延元年)など4件の発生を見ることができる。

これらの4件を検証すると、やはり年貢の負担がいかに大きかったかが伺えると共に俗にいう「世直し一揆」といわれる種類のものです。

これらの百姓一揆はいつもが組頭が発頭となり行われたものですが、不正を働いた庄屋などは召し上げ、処払いとなり、発頭になった組頭は左遷され、鎮圧に当たった者はその地位を得た。百姓一揆に加わった百姓たちは遠く離れた美濃・鹿足郡内の他村へ流罪とされた。

また米、半紙、銀、米札の調達之功により礼服御免、名字御免、庄屋順席本門御免という引換政策も行われてきた。

15. 地主と株小作

明治の地租改正は江戸時代よりの持高をもって、そのまま地主と決めた。明治になってからも引き続き農民の立場は継続した。戦国末期になって兵農分離が行われたときに土着した村落の中心的地位を保った者は中世における武士の子孫に近い者であり、検地により百姓へと地位を下げたものであるが村内における地位と経済力は維持したのである。

江戸時代からの小作制度は、「株小作」と称され、家屋敷、田畑、草刈山がセットされたものを一つの単位として地主から一年契約で貸与されていた。

明治になってからも地主と小作の関係が「株小作」の機能が引き継がれ契約書に明確に表されていた。大正初期の小作契約といわれるものの概要を記すと次のようである。

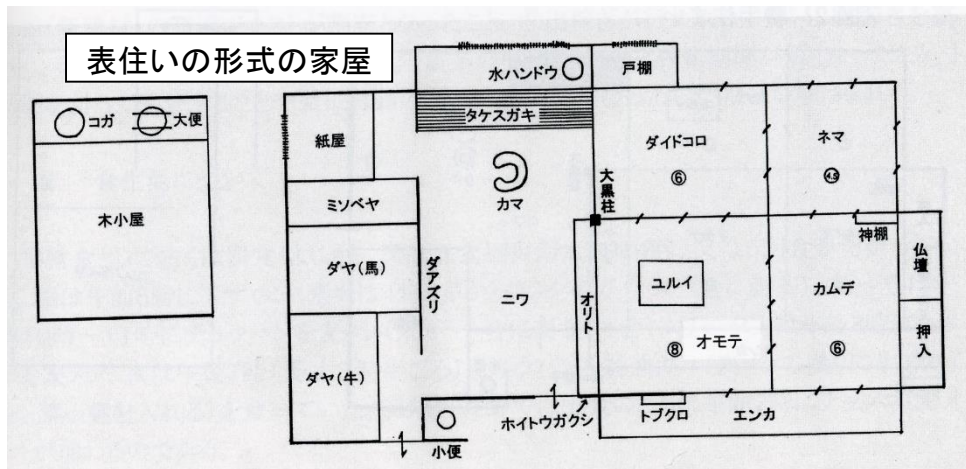
1. 小作掛受契約1カ年
2. 家屋敷、畜牛、種粃は地主より無料貸与する。
3. 肥料は地主より貸与せざるも小作地に供給する肥料として草山を貸与し、別に小作料を徴収せず。
4. 農具は地主より貸与せず。

という厳しい条件が付されており、毎年12月20日頃から地主の宅へ伺い小作契約の改定をするものであるが、小作にとっては一年毎の契約であることから生活も安定せず、「水呑百姓」といわれる言葉に総称されていた。

しかし、江戸時代から「株小作制度」であったため明治になってからもやはり継続したので地主の思うままでも契約を結んでおれば喰いつなぎができた。

明治22年の地租改正で金納となったため、百姓たちは冬仕事に紙漉きをしたり、明治中期までは鉄穴場よりたたら場までの砂鉄の運搬、たたら場から鉄製品の長割鉄をたたら蔵への運搬するに農家の飼育している馬が使用された。

こうした生活の苦しい中でも障子の破れ穴を見ることもなく農民は質素な生活の中でも気を配る気概を持ち小道や畦や石垣に至るまで「ほとり」を励行していることなどは津和野藩における生活全般の指導の表れが人々の気質となって今日まで続いているものと思われる。



このように住居一つを例にあげてもさまざまな生活上の制限があった。

この時代は封建制が非常に強く、役職を得た者と自作、小作とでは大きな生活上の制限があった。住居についての制限は、家の規模が庄屋、地主は三通りの間を持つことができ天井

は6分厚さの吊天井とし、漆塗り、床の間は二間床、大黒柱は尺以上のもので樫でカンナ掛け、縁側には式台を作ることができた。

自作農は本六の間を作ることができて、床の間は一間半、大黒柱は樫の5寸以上8寸までのもの、柱はカンナ掛け、縁側は上がり下がり縁、庭ざかえは板戸、ユルイと勝手の間は腰高2尺の戸、上の間は普通障子であった。

小作農は本六の間は作ることができず、下六(四畳は天井が平で二畳については天井が片方3尺下げる)の間に限られ、縁側は上かり下がり縁は作られず、大黒柱は全部が前チヨウノ打、庭境は板戸で、その外は障子戸、床の間は作られないこととなっていた。

16. 五人組制度

江戸時代になると五人組が制度化され、五人組帳という五人組が守らなければならない法規を記し連判をとり領主と庄屋に提出することが行われた。

五人組といっても実際には5軒を一組にしたものではなく、10軒前後を一組とした事例を見ることができる。例えば波佐の例だと惣百姓179軒で17組あったのだから一組10軒平均となる。従って、波佐においては大体現在の各町内会単位で、世帯の多い町内会では2~4組あったことが伺える。

五人組の機能は相互観察によって犯罪の防止や告発することであり、これらに対する連帯責任の負担、貢租納高の確保などに利用されていたが次第に領主の伝達や組員の相互扶助に重点が置かれるようになり、「悪とう」をする者は組外しにしたり、その日暮らしの者へは五人組が米や銭を出し合い世話をする「すくい」をおこなっていた。五人組は夜間に集会を持ち相談をしたものだが、これを「寄り合い」と称していた。この寄り合いも明治になると「隣組」と呼んでおり、今日の集金常会といったところである。

17. 家族制度

鎌倉時代に始る武士の惣領制は形を変えながらも相続は嫡子一人(長男)に限るとされたのは昭和の新憲法の発布までであり、今日では到底考えられなかった。

領主は零細農民が増加して貢租納入も困難になるのを恐れて、分家することを認めない処置をとり、二、三男への高分けを禁じ、相続は全て惣領一人にさせ二、三男は奉公に出すか、似合いの稼ぎ先を定めるようにしたり、二、三男が他国へ出ることも禁じていた。これは百姓の手間が減ることを防いだ。それ以外に進む道は職人になる外はなかったのである。

ところで二、三男が労働力として家に居ることは別な面で二、三男問題をもたらせた。それは労働力が良くなる反面農家は食料事情が悪くなることであった。

これらを裏付ける資料として文化、文政頃の分家するときに交わされた儀定書によると分家してからも納租は一切の支障を来さないこととするよう明確に文章化された庄屋宛て文書がある。

嫁を貰っても農村共同体の特徴がよく表されており村単位の行き来が主で、他藩との婚姻

関係は御法度とされていた。村内での血縁とか同族、宗教が同じなど、さまざまな要因があるが基をただせば家と家の婚姻であり「つり合わぬは不縁のもと」といわれたのもこのことに起因している。

嫁を貰うと「手間をもらうた…」という言葉が示すように何年経っても「うちの嫁は…」と言われ、杓子は主婦の権力の象徴とされてきた。そこで武士と農民の嫁の立場が大きく違ってくるのである。

子供が生まれると2人、3人の内はよいのだが5人、7人となると家計にも困窮をきたし「口減らし」といわれるように4、5歳にもなると奉公に出されるなど厳しい現状にあった。

家庭においては「ユルイ」を中心とする家族の集まりがあり、おのずから座る場所も決まり、床の間の方が横座(主人)、その両側が沖座(長男)、上座(主婦)、正面が下尻り(嫁)、普通下尻りにはユルイに焚くマキが置かれミシロもその場所だけは敷かず、この場所に嫁が座るところと定まっていた。

本家と分家が集まる祭りごとには古い分家ほど上席に座ることや婚姻関係では近い者ほど上座に着くこととされていた。

家長の権力が勘当という実行権を有しており子供が不行跡で家族に迷惑の掛かるときは親子の縁を切って子供を追い出したという事態を見ることがあるが、藩政時代に刑法上の連帯責任を免れるために縁を切ることに始まり、子の罪を親が負うというような「縁座制」による対応処置をとったものである。今日でもその形を変えてはいるもののその名残はのこっている。



18. たたら経営と農家経済

元文4年(1739)8月4日の大水害で、弋手原、沖ノ原の田畑が流出した。地主の古和氏

は三浦氏と相談して、田畑を復興する小作人たちの農閑期の駄賃稼ぎのために、天保11年(1840)から桂迫たたらでのたたら経営を始めた。古和氏のたたら経営は安政3年(1856)までの16年間であった。

桂迫たたら場への持込・出荷についての記録を見ると波佐村(西谷村・東谷村)の牛馬飼育数からみると文化11年(1814)の農数179軒が飼育する牛180頭、馬59頭。嘉永2年(1849)の農家数179戸に対して、牛215頭、馬103頭。明治4年(1871)の農家数179戸に対して、牛138頭、馬88頭というデータが残っている。その時代のたたら場への持込荷は、「砂鉄」で、出荷する荷は、「長割鉄」であった。

文化11年の馬の飼育数59頭から35年後の嘉永2年には、馬の飼育数103頭と44頭に増え、嘉永2年から22年後の明治4年の馬の飼育数は88頭と15頭の減少を見ることができる。この数字からも、桂迫たたら製鉄の隆盛期と衰退期が馬の数からも把握ができます。

したがって、東谷村、西谷村の農家で馬を飼育している者が103軒あり、『東谷村駄賃帳』、『西谷村駄賃帳』に記載されている人数の合計は103名で、馬を飼育している数と合致する。農家の58パーセントの人が農閑期の鉄山の駄賃稼ぎで副収入を得ていたのである。

農家の一年間は休む暇も惜しんで働かなければ一家の家計を守っていくのに支障をきたした。年間の休みは盆と正月が主で娯楽の無い時代には祝祭日は里帰りか寺参りが主で社寺に人々が集まり、コミュニケーションの場となっていた。その点では今日のわれわれが少し考えなければならぬことも多くあります。働く時はよく働き、祝祭日にはとことん休むという考え方など徹底していたものです。それが唯一の娯楽でもあったのでしょう。

一年間の仕事の手順を辿ってみると、春4月には田仕事を始めるまでに屋根普請を組内の人夫講(ユイ講)にてやり、田畑の耕耘、苗代作りと種まき、麻の種まき、本田の整地に多忙。5月、6月は田植え、追つぎ麦刈り、田植え、麦の調整、茶摘み、畑の種まきが終ると漸く「泥落し」となる。養蚕の盛んだった頃は、この時期が最盛期だった。7月は天神祭りが休日、この前後に男は肥料用の干草刈り、女は田の草取り。8月はお盆で3日間休み。盆前に麻の収穫(抜き取)、麻蒸し作業。盆過ぎには、干草刈り。9月は稲刈りが始まり八幡宮例祭で2日間休み。稲刈りも最盛期となる。10月は稲扱ぎで麦蒔きも行ふ。11月はとり入れも終わり、冬支度のため薪取り、耕地の整理・排水作業を12月にかけてやり、11月20日頃から楮蒸しと紙漉きを冬期間行ふ。雪が降ると木出し作業をやり、各家庭に於いては藁製品(一年間使用の量)を造り、女は麻を績む。屋根普請用の棒縄を綯うなど多忙な一年間である。

食品においては塩を購入して自家製の味噌、醤油、ニガリを採り豆腐を造るという自給自足の生活ができた。「株小作制度」による生活基盤ができていたからといっても過言ではない。



たたら場、鍛冶屋の大福帳(桂迫たたら場)

19. 川出し(四八流し)

明治中期から大正時代にかけて川出しが盛んだった。西谷から若生までの間の道路は、明治45年までは2尺そここの道であった。そのため木材の運搬ができず、やむなく河川を利用した川出しという方法がとられた。鍋瀧、栃下奥、傍示より栗原木を伐採して秋から翌年の4月まで水田への水利の影響の少ない農閑期に実施された。川出しは、年3～4回程度実施して、総数4万丁の四八材、栗角2間物を周布川の下流、津摩ノ浦まで流運する川出しを行なった。一番多い時で、一回の流運が2万丁(四八材)、少ない時でも5～6千丁であった。これに携る人夫は毎日7、80人を使役した。「四八材」は山元で1丁7～8銭のものが川出しに20銭～23銭もの経費がかかった。「四八材」の木材主は、九州の山師日野真瀨、田中地吉右衛門、木下鉄蔵、坂本曾助、中本百助等であった。河出しの総請負人となった波佐の坪屋虎一(明治屋)が地元や近村の人たちを雇用して川出しに従事させていた。

川出しは、一泊二日の日数で、周布川の河港まで「四八流し」に従事した。一泊の場所は、橋立(弥栄町青尾)で泊小屋が設けられていた。従事する人たちを船頭と呼び、船頭蓑(藁製品)を用いていた。河出しトビなどの用具は、民俗資料館に展示されている。

大正元年に西谷から若生の落志までの間に7尺の道路が敷設された(のちに村道となり9尺巾となった)。これは大阪の藤久氏が三浦氏から鍋瀧の樺を買い、出しに困って藤久800円、三浦500円、計1,300円で道路を新設したものである。記念碑が現存している。

この時の山師は、岐阜と土佐から沢山の人が入り、樺を伐採した。その切り方は独特で、樺の四方からチョウノで穴を明け「こけら」を詰め込み、それに石油を継ぎ足して火を付け樺の芯を焼いた。そして、四か所残している場所を切って倒した。是に使用するチョウノは、柄の長いものが使用された。

波佐の山師は、これまで根を掘ってから伐採していた。これは樺の芯がよく裂け用材が損傷するからであった。大正元年頃の日当は、夫使い30銭、男性25銭、女性23銭であった。このころの米1升が10銭の時代であった。

7尺の道路が敷設されてからは、冬場に雪ソリで運搬をした。従って、川出し⇒ソリ⇒大八車⇒馬車⇒木炭車⇒ガソリン車⇒トラックと運搬方法が変転していった。

20. 畜産の振興と大花田植え

明治2年の牛馬の飼育数は、牛178頭、馬88頭。大正5年は、牛392頭、馬109頭。昭和33年は、牛378頭。明治時代までは、生産用メス牛馬は36頭と少なかった。大正時代は、古和文男氏が鹿児島農大を卒業後、故郷へ帰り、畜産振興に力を入れた。生産牛の数を増やす運動を興し、小松木牧場が作られ、夏場に放牧された。

昭和30年以降は、耕運機の導入により、役牛としての機能を無くし、主として生産牛としての牛の飼育となった。

大花田植の起源は「田囃子台本」や「代掻き台本」などによると江戸時代後期頃から盛んに行われていたことが伺えます。大花田植は「大田植」、「大田伶」、「大代」などと称されて

いました。神仏混合による「サンバイ神事」や「牛供養」が併用される点が特徴です。

波佐地方における田囃子は、江戸時代から伝統を受け継ぐ六調子の囃子で、特に稲作の飢饉の翌年には、凶作であった隣村に各農家から玄米を抛出、特牛を代掻きに出し、大田植え(サンバイ神事)を行って、その年の豊作を祈願していた。

明治時代になると伯楽師が仏式による牛供養と大田植え(サンバイ神事)を合体する花田植えを主催するようになり、明治時代には毎年5月28日頃より田植えを始め、6月12日頃に代満て、6月15日～22日頃に大田植えが各地で行われていた。

記録によると大田植え(牛27頭、田太鼓14筒)。牛供養大田植え(牛65頭、太鼓36筒、早乙女31人)などの記録が残っている。

昭和初期頃は、新田の床絞めの為に「大代(おおじろ)」を主催する地主さんもありました。また、伝統的に「親唄ササラ役」の「ササラ譲り儀式」に花田植えを主催することが行われていた。

昭和30年代までは、小集落単位で田植組(5～10軒)のユイ講により田植えを行い、集落の一番最後に植える田圃で太鼓、鍬、笛の鳴り物入りで賑やかに田植え唄を歌いながら代満て(泥落とし)をしていた。

こういった伝統ある民俗芸能を今一度、復活集大成して伝統的な形を記録に残そうと、昭和51年6月6日に波佐文化協会が発起して、金城町波佐の沖田国正氏の田圃を借用して、波佐地区の諸団体のご支援により、①苗取り、②さんばい神事、③牛供養、④代掻き、⑤さんばいの礼ぐわ、⑥道中ばやし、⑦あげばやし、⑧田ばやし、⑨早乙女による田植え、⑩はすま(休憩)、⑪代掻き・田ばやし・田植えの順番で記録に納めた。詳しくは、『金城の風土記』(波佐文化協会刊)に掲載しておりますので、ご参照願います。

昭和40年代以降は5年に一度ぐらいの割合で団体が主催となり「大花田植」が行われ伝統を継承してきました。現在も、毎年7月の半夏祭りには八幡宮で庭囃子(にわばやし)が行われ後継者の育成で波佐保育園児、波佐小学校児童も大人に交じって伝統を受け継いでいます。



田植え組の「代満て」



大花田植えの「サンバイ神事」

21. まとめ

約2,000年間にわたって進化した、たたら製鉄産業は、わが金城にとっては、重要産業として、あるときは、国衙として、あるときは、防備のための山城を築き、その時々、為政者は、権力の攻防を繰り返してきた。

江戸時代になって、工業と農業が協力しあう良き関係となり、共存共栄を果たしてきた。明治になって、洋鉄の反射炉が造られ、たたら製鉄の存続を危うくしていった。

そして、炭焼き業に転換して、一大製炭地として躍進したけれども、新たにプロパンガスという燃料革命により次第に疲弊していった。こういった歴史の中で農民は、その都度生き抜く英知を模索してきたのである。

「衣食足って礼節を知る」という諺も過去形となり現代と比較しても大きく食い違うことの多い時代となったのである。寧ろ「温故知新」を尊ぶべきと言えよう。

地方史研究も、考古学、歴史学、民俗学を駆使して総合的に集約して解明しなければならないのである。昨今、世代交代時期に古文書の廃棄処分がまま行われることがあります。是非とも一度、眼を通させていただいた後に、ご判断いただけたら幸いです。

まだまだ研究途上の為、間違った記述などありますが、大方の皆様方のご叱正ご助言を賜りますよう宜しくお願い致します。

(2013.12.20 記)



昭和40年代の大井谷の風景